

条 例 議 案 の 概 要

—平成25年9月定例会—

目 次

議案第 98 号	盛岡市子ども・子育て会議条例について	1
議案第 99 号	盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	2
議案第 100 号	盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について	7
議案第 101 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について	14
議案第 102 号	盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例について	19

議案第 98 号

盛岡市子ども・子育て会議条例について

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、市長の諮問機関として、盛岡市子ども・子育て会議を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 組織

委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ア 子どもの保護者

イ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

ウ 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

(2) 任期

委員の任期は、2年とする。

(3) 臨時委員

ア 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

イ 子ども・子育て会議が特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、臨時委員を委員とみなす。

(4) 部会

ア 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

イ 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

ウ 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。

エ 部会長は、部会の事務を掌理する。

オ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

カ 子ども・子育て会議の招集、定足数等の規定は、部会の会議について準用する。

3 施行期日

平成25年10月1日

議案第 99 号

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年法律第 132号）の改正に伴い、通算退職年金の額の算定に関する規定を改めようとするものである。

2 改正の内容

現在支給されている通算退職年金については、本来水準より 2.5%高い物価スライド特例水準が適用されているが、今後、物価スライド特例水準を解消し、本来水準まで段階的に引き下げることにする。

- 平成25年10月から平成26年 3月まで △ 1.0%
- 平成26年 4月から平成27年 3月まで △ 1.0%
- 平成27年 4月以降 △ 0.5%（本来水準）

3 施行期日

平成25年10月 1日

4 その他

恩給支給状況

単位：円

区分	現行年額	改定後年額			改定差額 (H27. 4以降)
	H25. 9以前	H25. 10以降	H26. 4以降	H27. 4以降	
遺族扶助料 (2人)	1,026,200	1,026,200	1,026,200	1,026,200	0
	944,800	944,800	944,800	944,800	0
通算退職年金 (2人)	891,400	882,500	873,700	869,200	△22,200
	910,500	901,400	892,400	887,700	△22,800
合計 (4人)	3,772,900	3,754,900	3,737,100	3,727,900	△45,000

※遺族扶助料は改定なし。

盛岡市職員恩給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号</p> <p>附則（昭和51年条例第36号） 第1条から第38条まで 略 （平成24年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）</p> <p>第39条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成24年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>（1） 73万2,720円に国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）</p> <p>（2） 通算退職年金の仮定給料月額（附則第20条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額に附則別表第16の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に0.997を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に0.997を乗じて得た額とする。</p> <p>4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成24年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、そ</p>	<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号</p> <p>附則（昭和51年条例第36号） 第1条から第38条まで 略 （平成24年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）</p> <p>第39条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成24年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>（1） 73万2,720円に国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）</p> <p>（2） 通算退職年金の仮定給料月額（附則第20条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額に附則別表第16の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に0.997を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に0.997を乗じて得た額とする。</p> <p>4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成24年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、そ</p>

改正後	改正前
<p>の額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p>	<p>の額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p>
<p><u>(平成25年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</u></p>	
<p>第40条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成25年9月30日において現に支給されているものについては、同年10月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p>	
<p>(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額 (その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p>	
<p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額(前条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。)の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p>	
<p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額とする。</p>	
<p>3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に0.99を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に0.99を乗じて得た額とする。</p>	
<p>4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成25年9月30日において現に支給されているものについては、同年10月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p>	
<p><u>(平成26年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</u></p>	
<p>第41条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成26年3月31日において</p>	

改正後	改正前
<p>現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額 (その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p> <p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額(附則第39条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。)の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に0.99を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に0.99を乗じて得た額とする。</p> <p>4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成26年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p> <p>(平成27年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</p> <p>第42条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成27年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額 (その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10</p>	

改正後	改正前
<p><u>円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</u></p> <p><u>(2) 通算退職年金の仮定給料月額(附則第39条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。)の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成27年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前2項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</u></p> <p>(端数計算)</p> <p><u>第43条 附則第10条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。</u></p> <p>附則別表第1から別表第16まで 略</p> <p><u>附 則(平成25年条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、平成25年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(端数計算)</p> <p><u>第40条 附則第10条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。</u></p> <p>附則別表第1から別表第16まで 略</p>

議案第 100 号

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

現在、玉山区には地区集会施設として19のコミュニティセンターがある。平成25年度は、前田地区コミュニティセンターの整備を進めており、平成26年4月1日の供用開始予定であることから、新たに「盛岡市コミュニティセンター条例」に加えようとするものである。

2 改正の内容

既存の19施設に「前田地区コミュニティセンター」を加える。

- (1) 名称 前田地区コミュニティセンター
- (2) 位置 盛岡市玉山区馬場字芦名沢63番地 6
- (3) 使用料 有料となる場合の使用料を次表のとおり定める。

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

3 施行期日

平成26年4月1日

4 施設の概要

- (1) 木造平屋建 敷地面積999.95㎡ 延床面積163.96㎡
- (2) 設置機能 集会室63.76㎡, 第1和室13.24㎡, 第2和室9.94㎡, 料理実習室24.40㎡

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																				
<p>○盛岡市コミュニティセンター条例 平成17年12月26日条例第94号</p>	<p>○盛岡市コミュニティセンター条例 平成17年12月26日条例第94号</p>																																																				
<p>第1条 略 (設置)</p>	<p>第1条 略 (設置)</p>																																																				
<p>第2条 住民の集会その他のコミュニティ活動のための施設として、旧玉山村の区域にコミュニティセンターを次表のとおり設置する。</p>	<p>第2条 住民の集会その他のコミュニティ活動のための施設として、旧玉山村の区域にコミュニティセンターを次表のとおり設置する。</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>好摩地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中67番地10</td> </tr> <tr> <td>日戸地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2</td> </tr> <tr> <td>川又地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173</td> </tr> <tr> <td>生出3地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字生出1038番地10</td> </tr> <tr> <td>渋民地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区渋民字小前田321番地</td> </tr> <tr> <td>山田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字頭無15番地12</td> </tr> <tr> <td>巻堀地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2</td> </tr> <tr> <td>芋田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2</td> </tr> <tr> <td>好摩東地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字上山3番地38</td> </tr> <tr> <td>山谷川目地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区玉山字糠森73番地1</td> </tr> <tr> <td>城内地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区玉山字城内37番地</td> </tr> <tr> <td>下田川崎地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字上下田89番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	好摩地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字野中67番地10	日戸地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2	川又地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173	生出3地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字生出1038番地10	渋民地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区渋民字小前田321番地	山田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字頭無15番地12	巻堀地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2	芋田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2	好摩東地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字上山3番地38	山谷川目地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字糠森73番地1	城内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字城内37番地	下田川崎地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字上下田89番地3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>好摩地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中67番地10</td> </tr> <tr> <td>日戸地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2</td> </tr> <tr> <td>川又地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173</td> </tr> <tr> <td>生出3地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字生出1038番地10</td> </tr> <tr> <td>渋民地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区渋民字小前田321番地</td> </tr> <tr> <td>山田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字頭無15番地12</td> </tr> <tr> <td>巻堀地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2</td> </tr> <tr> <td>芋田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2</td> </tr> <tr> <td>好摩東地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字上山3番地38</td> </tr> <tr> <td>山谷川目地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区玉山字糠森73番地1</td> </tr> <tr> <td>城内地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区玉山字城内37番地</td> </tr> <tr> <td>下田川崎地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字上下田89番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	好摩地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字野中67番地10	日戸地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2	川又地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173	生出3地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字生出1038番地10	渋民地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区渋民字小前田321番地	山田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字頭無15番地12	巻堀地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2	芋田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2	好摩東地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字上山3番地38	山谷川目地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字糠森73番地1	城内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字城内37番地	下田川崎地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字上下田89番地3
名称	位置																																																				
好摩地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字野中67番地10																																																				
日戸地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2																																																				
川又地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173																																																				
生出3地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字生出1038番地10																																																				
渋民地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区渋民字小前田321番地																																																				
山田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字頭無15番地12																																																				
巻堀地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2																																																				
芋田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2																																																				
好摩東地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字上山3番地38																																																				
山谷川目地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字糠森73番地1																																																				
城内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字城内37番地																																																				
下田川崎地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字上下田89番地3																																																				
名称	位置																																																				
好摩地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字野中67番地10																																																				
日戸地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2																																																				
川又地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173																																																				
生出3地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字生出1038番地10																																																				
渋民地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区渋民字小前田321番地																																																				
山田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字頭無15番地12																																																				
巻堀地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2																																																				
芋田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2																																																				
好摩東地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字上山3番地38																																																				
山谷川目地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字糠森73番地1																																																				
城内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字城内37番地																																																				
下田川崎地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字上下田89番地3																																																				

改正後	
永井地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区永井字永井沢117番地1
大台地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字新田155番地19
白沢地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字宮前84番地5
舟田2地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字陣場54番地432
馬場状小屋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区馬場字状小屋3番地3
松内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区松内字松内36番地33
小袋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地31
前田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区馬場字芦名沢63番地6

第3条から第19条まで 略

附 則 (平成25年条例第 号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
好摩地区 コミュニティセンター	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正前	
永井地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区永井字永井沢117番地1
大台地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字新田155番地19
白沢地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字宮前84番地5
舟田2地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字陣場54番地432
馬場状小屋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区馬場字状小屋3番地3
松内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区松内字松内36番地33
小袋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地31

第3条から第19条まで 略

別表 (第8条関係)

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
好摩地区 コミュニティセンター	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後								改正前							
ティセ ンター	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	ティセ ンター	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
芋田地区 コミュニ ティセ ンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	芋田地区 コミュニ ティセ ンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
好摩東地 区コミュ ニティセ ンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	好摩東地 区コミュ ニティセ ンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
山谷川目 地区コミ ュニティ センター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	山谷川目 地区コミ ュニティ センター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
城内地区 コミュニ ティセ ンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	城内地区 コミュニ ティセ ンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
下田川崎 地区コミ ュニティ センター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	下田川崎 地区コミ ュニティ センター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実 習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
永井地区 コミュニ	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	永井地区 コミュニ	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後							
ティセ ンター	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
大台地区 コミュニ ティセ ンター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
白沢地区 コミュニ ティセ ンター	集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
舟田2地 区コミュ ニティセ ンター	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
馬場状小 屋地区コ ミュニテ ィセンタ ー	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
松内地区 コミュニ ティセ ンター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
松内地区 コミュニ ティセ ンター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正前							
ティセ ンター	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
大台地区 コミュニ ティセ ンター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
白沢地区 コミュニ ティセ ンター	集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
舟田2地 区コミュ ニティセ ンター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
馬場状小 屋地区コ ミュニテ ィセンタ ー	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
松内地区 コミュニ ティセ ンター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
松内地区 コミュニ ティセ ンター	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後								改正前							
小袋地区 コミュニ ティセン ター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	小袋地区 コミュニ ティセン ター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習 室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実習 室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
前田地区 コミュニ ティセン ター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	前田地区 コミュニ ティセン ター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習 室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実習 室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
備考 暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。								備考 暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。							

議案第 101 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

渋民公民館の管理を指定管理者に行わせるとともに、開館時間を延長するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる事項に関する規定を改正し、渋民公民館の管理を指定管理者に行わせるものとする。

- ア 指定管理者による管理
- イ 指定管理者の指定の手続
- ウ 指定管理者による管理の基準
- エ 指定管理者の業務

(2) 渋民公民館の開館時間について、文化会館と一体で管理を行っている河南公民館及び都南公民館と同様に、午前9時から午後9時30分までに延長し、使用料を次のとおり改める。

区分	改正前			改正後		
	午後5時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後5時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
第1会議室	2,520円	5,040円	7,560円	2,840円	5,360円	7,880円
第2会議室	840円	1,680円	2,520円	950円	1,790円	2,630円
第3会議室	840円	1,680円	2,520円	950円	1,790円	2,630円
第1和室	520円	1,040円	1,560円	590円	1,110円	1,630円
第2和室	310円	620円	930円	350円	660円	970円
調理室	730円	1,460円	2,190円	820円	1,550円	2,280円
創作室	840円	1,680円	2,520円	950円	1,790円	2,630円
視聴覚室	520円	1,040円	1,560円	590円	1,110円	1,630円

3 施行期日

平成26年4月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号</p> <p>第1条及び第2条 略 (開館時間)</p> <p>第3条 公民館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する公民館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第11条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 盛岡市中央公民館、盛岡市上田公民館及び盛岡市西部公民館 午前9時から午後9時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあつては、午後5時）まで。ただし、図書室並びに盛岡市中央公民館の重要文化財旧中村家住宅、白芳庵、愛宕亭及び聖風閣は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(2) 盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館 午前9時から午後9時30分まで</p> <p>(3) _____地区公民館 午前9時から午後9時まで。ただし、盛岡市飯岡地区公民館及び盛岡市乙部地区公民館の図書室は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>第4条から第11条まで 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第12条 公民館のうち盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p>	<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号</p> <p>第1条及び第2条 略 (開館時間)</p> <p>第3条 公民館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する公民館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第11条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 盛岡市中央公民館、盛岡市上田公民館及び盛岡市西部公民館 午前9時から午後9時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあつては、午後5時）まで。ただし、図書室並びに盛岡市中央公民館の重要文化財旧中村家住宅、白芳庵、愛宕亭及び聖風閣は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(2) 盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館 _____ 午前9時から午後9時30分まで</p> <p>(3) 盛岡市渋民公民館及び地区公民館 午前9時から午後9時まで。ただし、盛岡市飯岡地区公民館及び盛岡市乙部地区公民館の図書室は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>第4条から第11条まで 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第12条 公民館のうち盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館 _____ の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第13条 盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会が定める期限までに教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p>	<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第13条 盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会が定める期限までに教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p>
<p>第14条及び第15条 略</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p> <p>第16条 指定管理者の行う盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、社会教育法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報に適正に管理すること。</p>	<p>第14条及び第15条 略</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p> <p>第16条 指定管理者の行う盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、社会教育法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p>
<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第17条 盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3</p>	<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第17条 盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3</p>

改正後	改正前
<p>項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。</p> <p>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>	<p>項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。</p> <p>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>
<p>第18条から第20条まで 略</p>	<p>第18条から第20条まで 略</p>
<p>附 則 (平成25年条例第 号)</p>	
<p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の盛岡市公民館条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	
<p>3 この条例の施行の際改正前の盛岡市公民館条例第5条第1項の規定により教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又は施行日前に当該許可を受けるために教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。</p>	
<p>4 改正後の盛岡市公民館条例第13条及び第14条に規定する指定の手続等は、施行日前においても行うことができる。</p>	
<p>別表 (第8条関係)</p>	<p>別表 (第8条関係)</p>
<p>第1号から第5号まで 略</p>	<p>第1号から第5号まで 略</p>
<p>(6) 盛岡市渋民公民館</p>	<p>(6) 盛岡市渋民公民館</p>

改正後							改正前						
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	2,520円	2,520円	2,840円	5,040円	5,360円	7,880円	第1会議室	2,520円	2,520円	2,520円	5,040円	5,040円	7,560円
第2会議室	840円	840円	950円	1,680円	1,790円	2,630円	第2会議室	840円	840円	840円	1,680円	1,680円	2,520円
第3会議室	840円	840円	950円	1,680円	1,790円	2,630円	第3会議室	840円	840円	840円	1,680円	1,680円	2,520円
第1和室	520円	520円	590円	1,040円	1,110円	1,630円	第1和室	520円	520円	520円	1,040円	1,040円	1,560円
第2和室	310円	310円	350円	620円	660円	970円	第2和室	310円	310円	310円	620円	620円	930円
調理室	730円	730円	820円	1,460円	1,550円	2,280円	調理室	730円	730円	730円	1,460円	1,460円	2,190円
創作室	840円	840円	950円	1,680円	1,790円	2,630円	創作室	840円	840円	840円	1,680円	1,680円	2,520円
視聴覚室	520円	520円	590円	1,040円	1,110円	1,630円	視聴覚室	520円	520円	520円	1,040円	1,040円	1,560円

備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

第7号から第13号まで 略

第7号から第13号まで 略

議案第 102 号

盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

歴史文化館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるため、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 指定管理者が管理を行っている歴史文化館の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるほか、利用料金の減免及び還付を指定管理者に行わせることとする。
- (2) この条例の附則で、盛岡市博物館等共通使用料条例について、(1)の改正に伴う必要な規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 その他

歴史文化館においては、当初から利用料金を指定管理者の収入として収受させることを検討していたものであるが、利用者数及び収入額が予測できなかったために、次期指定期間から最初の指定期間の利用の実績を基に利用料金制度を採用することとしていたものである。

盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市歴史文化館条例 平成22年3月26日条例第16号</p> <p>第1条から第8条まで 略 (使用料)</p> <p>第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、第4条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <u>(利用料金)</u></p> <p>第9条の2 <u>指定管理者が管理する歴史文化館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>使用者は、第4条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>市長（指定管理者が管理する歴史文化館にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する歴史文化館にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</u></p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が使用するとき。 (3) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）</p>	<p>○盛岡市歴史文化館条例 平成22年3月26日条例第16号</p> <p>第1条から第8条まで 略 (使用料)</p> <p>第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、第4条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長 _____は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用料</u> _____を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が使用するとき。 (3) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）</p>

改正後	改正前
<p>及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが使用するとき。</p> <p>（４）前３号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第11条から第18条まで 略 （事業報告書の提出）</p> <p>第19条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の２第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（１）業務の実施状況 （２）入館者、使用者及び第５条第１項の許可を受けた者の数 <u>（３）利用料金の収入実績</u> <u>（４）管理経費の収支状況</u> <u>（５）その他教育委員会が必要があると認めた事項</u></p> <p>第20条 略 <u>附 則（平成25年条例第 号）</u> この条例は、平成26年４月１日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが使用するとき。</p> <p>（４）前３号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第11条から第18条まで 略 （事業報告書の提出）</p> <p>第19条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の２第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（１）業務の実施状況 （２）入館者、使用者及び第５条第１項の許可を受けた者の数 <u>（３）管理経費の収支状況</u> <u>（４）その他教育委員会が必要があると認めた事項</u></p> <p>第20条 略</p> <p>別表 略</p>

盛岡市博物館等共通使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市博物館等共通使用料条例 平成17年3月30日条例第19号</p> <p>第1条から第4条まで 略</p> <p>第5条 共通使用料を納付した者に係る次に掲げる規定の適用については、当該納付した共通使用料の範囲内において、当該共通使用料を納付した者をこれらの規定による博物館等の使用料若しくは入館料を徴収された者又は利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する博物館等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を支払った者とみなす。</p> <p>(1) 盛岡市原敬記念館条例（昭和60年条例第24号）第7条 (2) 盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）第6条 (3) 盛岡市先人記念館条例（昭和62年条例第21号）第7条 (4) 盛岡市てがみ館条例（平成12年条例第27号）第7条 (5) 盛岡市遺跡の学び館条例（平成16年条例第29号）第7条 (6) 盛岡市歴史文化館条例（平成22年条例第16号）第9条又は第9条の2 (指定管理者に対する支払)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により利用料金を支払った者とみなされる者に係る共通使用料の区分及び額を勘案して定める額を指定管理者に支払うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の額を定めるに当たっては、指定管理者と協議するものとする。 (委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則（平成25年条例第 号） この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市博物館等共通使用料条例 平成17年3月30日条例第19号</p> <p>第1条から第4条まで 略</p> <p>第5条 共通使用料を納付した者に係る次に掲げる規定の適用については、当該納付した共通使用料の範囲内において、当該共通使用料を納付した者をこれらの規定による博物館等の使用料又は入館料を徴収された者とみなす。</p> <p>(1) 盛岡市原敬記念館条例（昭和60年条例第24号）第7条 (2) 盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）第6条 (3) 盛岡市先人記念館条例（昭和62年条例第21号）第7条 (4) 盛岡市てがみ館条例（平成12年条例第27号）第7条 (5) 盛岡市遺跡の学び館条例（平成16年条例第29号）第7条 (6) 盛岡市歴史文化館条例（平成22年条例第16号）第9条</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>